

新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の1の(9)に定める「くろまぐろ資源の保存及び管理に関する計画」について

1 くろまぐろ資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県においてくろまぐろは、定置漁業及びはえ縄漁業等により漁獲される重要な漁業資源となっている。
- (2) このため、くろまぐろ資源の保存及び管理を通じて、安定的で持続的な利用を図る観点から、国の基本計画により決定された漁獲可能量のうち、本県の知事管理量について漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- (3) 知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を正確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が知事管理量に近づいた場合はこの旨を直ちに公表するとともに早期是正措置を講じるものとする。
- (4) また、適切な管理を行うためには、くろまぐろの分布、回遊状況及び当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データ又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は知見の進展を図るため、水産海洋研究所を中心に、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- (5) これらのほか、知事管理量の遵守を図る観点から、漁業者協定を締結し、管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を行うものとする。

2 くろまぐろの漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項

くろまぐろの平成30年の管理の対象となる期間及び知事管理量は次表のとおりである。

管理対象魚	管理の対象となる期間	知事管理量	うち留保枠
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	平成30年7月から平成31年3月	33.8トン	2.63トン
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	平成30年7月から平成31年3月	14.1トン	0.82トン

ただし、全国数量(我が国全体の小型魚又は大型魚の漁獲可能量)を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における採捕の数量をもって知事管理量とする。

3 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

(1) 緊急報告体制について

- ① 大型定置の経営体及び漁業協同組合（以下「漁業団体」という。）は、小型魚又は大型魚別に、1日当たり以下の報告基準に該当する採捕があった場合は、速やかに県に一報の上、採捕の数量を報告するものとする。

報告者	漁業種類	報告基準
大型定置の経営体	大型定置	1ヶ統当たり500キログラムを超える量の採捕
漁業協同組合	小型定置	1ヶ統当たり200キログラムを超える量の採捕
	その他	1隻当たり100キログラムを超える量の採捕

- ② ①の県への一報は以下の体制により行うものとする。

漁業者の段階	担当者の段階	県の段階
漁業者は、漁業団体の担当者に電話連絡	漁業団体の担当者は、漁業者から報告のあった漁獲量を取り纏め、県水産課に電話/メール/FAX連絡	県は、大量漁獲があった旨を他の漁業団体に電話/メール/FAX連絡

※ 漁業団体は、漁業者との間の連絡網を整備するものとする。

※ 県は、漁業団体と連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

- ③ 報告基準に該当する採捕があった場合に、漁業団体が取り組む緊急の管理措置は以下のとおりとする。また、県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているか確認し、必要な指導を行うものとする。

- ・ 漁業団体は関係者及び所属組合員に対し、大量漁獲があった旨を緊急連絡する。
- ・ 3（2）①及び②の公表がなされた場合には、県の残枠が判明するまでの間は、当面、生存個体を放流する。

- ④ 県は、小型魚又は大型魚別に1日1トンを超える採捕の数量報告があった場合は、速やかに当該採捕の数量を国に報告する。

(2) 採捕の数量の公表について

- ① 知事管理量を超えるおそれがあると認める場合の公表

採捕の数量が留保枠の数量を除く知事管理量の7割を超え、又は超えるおそれがあると認められる時点で、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「法」という。）第8条第2項の規定に基づく当該採捕の数量を公表するものとする。

- ② 全国数量を超えるおそれがあると認める場合の公表

全国の採捕の数量が全国数量の7割を超え、又は超えるおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この場合、当該公表がされた時点で、本県の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の公表とするものとする。

(3) 早期是正措置について

県は前述の小型魚又は大型魚別に採捕の数量を公表した後、当該公表に係る管理措置として速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする早期是正措置を県内の漁業者等に対し講じるものとする。

- ① 知事管理量（留保枠の数量を除く）の7割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・漁業者は、生存個体を放流する。
 - ・県は、この措置の実施を助言する。併せて、漁業団体に当該措置の履行確認を依頼する。
- ② 知事管理量（留保枠の数量を除く）の8割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・漁業者は、生存個体を放流する。
 - ・県は、この措置の実施を指導する。併せて、漁業団体に当該措置の履行確認を依頼する。
- ③ 知事管理量（留保枠の数量を除く）の9割を超えるおそれがあると認めるとき
 - ・漁業者は、生存個体を放流する。
 - ・県は、この措置の実施を勧告する。併せて、漁業団体に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) その他の事項について

- ・県内の漁業者に対し早期是正措置を講じた場合は、県内の遊漁者及び遊漁船業者に対して同様の措置を講ずるものとする。また、その内容を国に報告するものとする。
- ・県内の遊漁に関して、特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は国と協力しつつ、各種媒体を通じてくろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力の呼びかけを行うものとする。

4 採捕の停止命令について

(1) 知事管理量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合の採捕停止命令

採捕の数量が知事管理量の9割5分を超える時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止を命令するものとする。

(2) 全国数量を超えるおそれが著しく大きいと認める場合の採捕停止命令

全国数量を超えるおそれが著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該採捕の数量を公表した場合は、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量となることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止を命令するものとする。

(3) その他採捕の停止命令に関すること

遊漁者による採捕の数量は知事管理量に含まれるため、本県の採捕の停止命令(法

第10条関係)が発出された場合は、本県水面での遊漁者も命令対象とするものとする。